

26 岩沿岸漁発第 64 号

平成 26 年 9 月 4 日

日本内航海運組合総連合会 御中

岩手県沿岸漁船漁業組合

組合長理事 志田 恵洋



岩手県沖合を航行する大型船舶の安全航行について（お願い）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本県沖合海域 10 海里以内において、平成 26 年 10 月 16 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間、県内小型漁船（10 トン未満船）が、さけはえなわ漁業を操業します。

ついては、本県沖合を航行する貴会員船に対し、周囲の状況等について十分注意し、海難事故防止に努め航行されるよう周知願います。（別添参照）

また、本県沖合水深 200m 付近においては、かご・刺網漁業の漁具が敷設されておりますので、漁具被害防止にも努められるよう併せて周知願います。（別添参照）

平成26年度知事許可に伴う

さけはえなわ漁業の制限、禁止事項

操 業 期 間

平成26年10月16日～平成27年1月31日まで

操 業 条 件

(1) 設備について

操業船には、次の設備を備え付けなければならない。

- ア. 乗組員に見合う数の救命胴衣（操業する時は着用すること）
- イ. 夜間操業に必要な灯火を水面上2メートル以上の高さに設置すること。
（20ワット以上のものに限る）
- ウ. 船舶用発煙筒
- エ. 許可船はレーダー反射板を備え付けること。
- オ. 漁船の安全性を損う設備を設けないこと。

(2) 操業の方法等について

操業するときは、次のことを遵守しなければならない。

- ア. 養殖施設及び、漁具との間隔を100メートル以上保つこと。
- イ. 投縄は単列とし、東又西の方向に敷設すること。
- ウ. 延縄の長さは4キロメートルを限度とすること。
- エ. 回転灯は、投縄時のみに点灯すること。
- オ. 操業禁止時間に、漁場内でアンカーを使用して船をけい留しないこと。

(3) 標識等の表示について

ア. 操業船には、地区別標識を表示し、操業秩序の維持に努めること。

なお、地区別標識は、地区別色別表示区分どおりとする。

イ. 県調整規則第60条によるボンデンの章旗は、西を赤色とし、東をだいたい色としなければならない。

但し、章旗が離れ過ぎて識別しがたい場合、中間に黒色の章旗をつけないなければならない。夜間の標識灯は、岸側を赤とし、沖側を白にすること。

ウ. 使用漁具の浮子に船名を記入しなければならない。

エ. 許可番号（イワなわ〇〇〇）を船橋、又は、両舷側に表示しなければならない。（大きさ8センチ以上、太さ2センチ以上、間かく2.5センチ以上）

(4) 許可証の携帯について

操業するときは、許可証を携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

操 業 の 禁 止 時 間

午後8時から午前4時までの間

漁 獲 物 の 陸 揚 げ

漁獲物の陸揚げは県内の港で行なわなければならない。

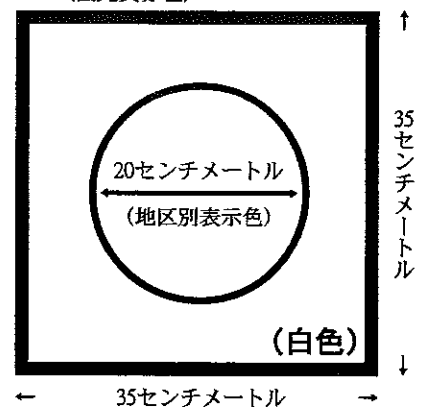
操 業 の 制 限

知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

漁 獲 成 績 報 告 書 の 提 出

操業期間終了後20日以内に報告書を提出しなければならない。

縁取（巾5センチメートル）
（蛍光黄赤色）



（備考）

1. 円の直径は20センチメートルとし、円の地色は地区別表示色とすること。
2. 標識の白い部分は白色とし、蛍光黄赤（オレンジ）色で標識の縁取りをすること。
3. 標識の縁取りの巾は、5センチメートルとする。
4. 船首又は船橋の見やすい場所に表示すること。
5. 地区別表示色は、下のとおりとすること。

支 部	地 区	表示色
九 戸	九 戸 地 区	赤 色
下 関 伊	宮 古 地 区	緑 色
	山 田 地 区	黄 色
上 関 伊	釜 石 地 区	赤 色
気 仙	気 仙 地 区	桃 色

通常操業区域

本漁業の操業区域は次のとおりとする。

岩手県と青森県の境界にある境石と次の1から7までの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面。

操業はルールを守り

救命胴衣を着用し

安全操業しましょう

操業の禁止区域

次に掲げる区域において操業してはならない。

- (1) 定置漁業及び第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域
- (2) 岩手県漁業調整規則第45条に規定するさけの採捕の禁止区域

1点 岩手県と青森県との境界にある境石から新太鼓石を見通した線上5海里の点

2点 下閉伊郡普代村黒崎突端正東5海里の点

3点 宮古市重茂鉾ヶ崎突端正東6海里の点

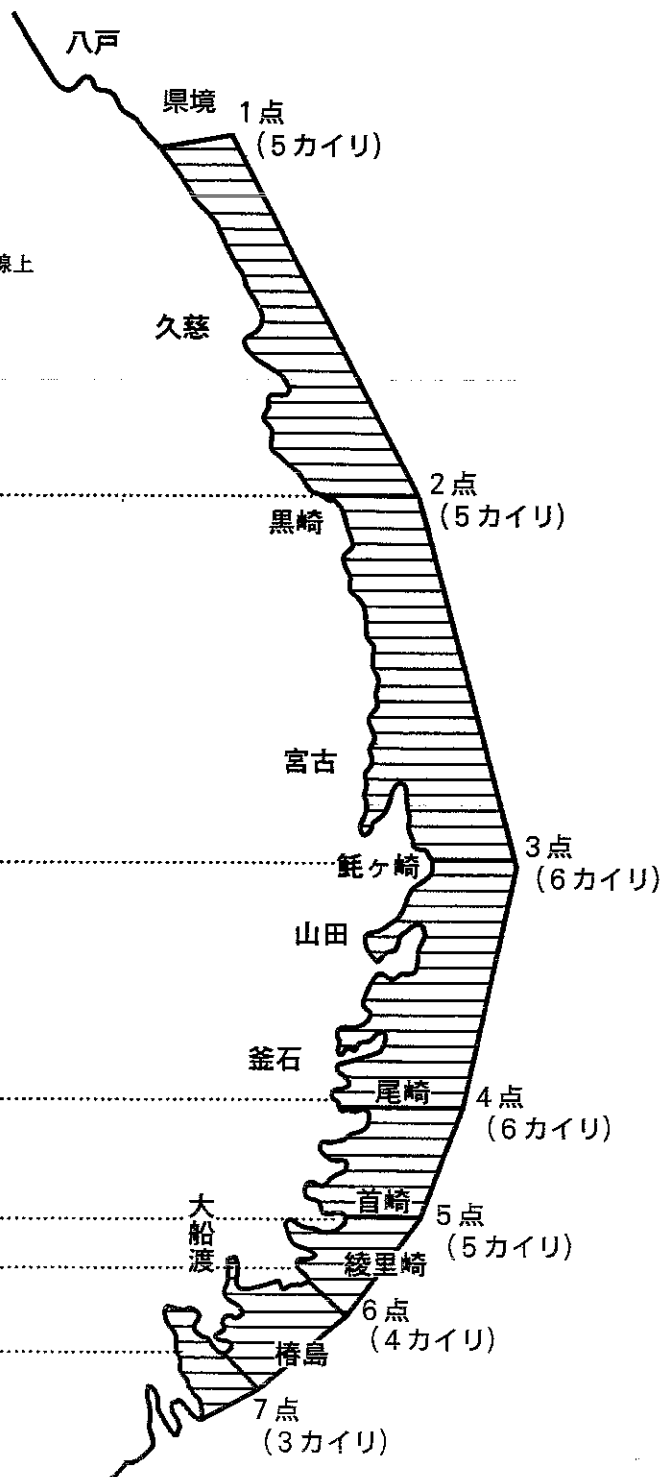
4点 釜石市尾崎突端正東6海里の点

5点 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

6点 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端南東4海里の点

7点 陸前高田市広田町地先樺島南端南東3海里の点

通常操業区域を ≡≡≡ 表示



岩手県漁業調整委員会
岩手県沿岸漁船漁業組合

さけはえなわ漁業の操業拡大区域に係る操業条件

区 分	内 容
制限・禁止事項	通常操業と同じ
操 業 区 域	別図区域参照
許 可 隻 数	１８０隻を上限
船 舶 の 制 限	(1) 総トン数３トン以上１０トン未満の漁船 (2) 無線設備及びＧＰＳ、又はレーダー設備を具備する 漁船

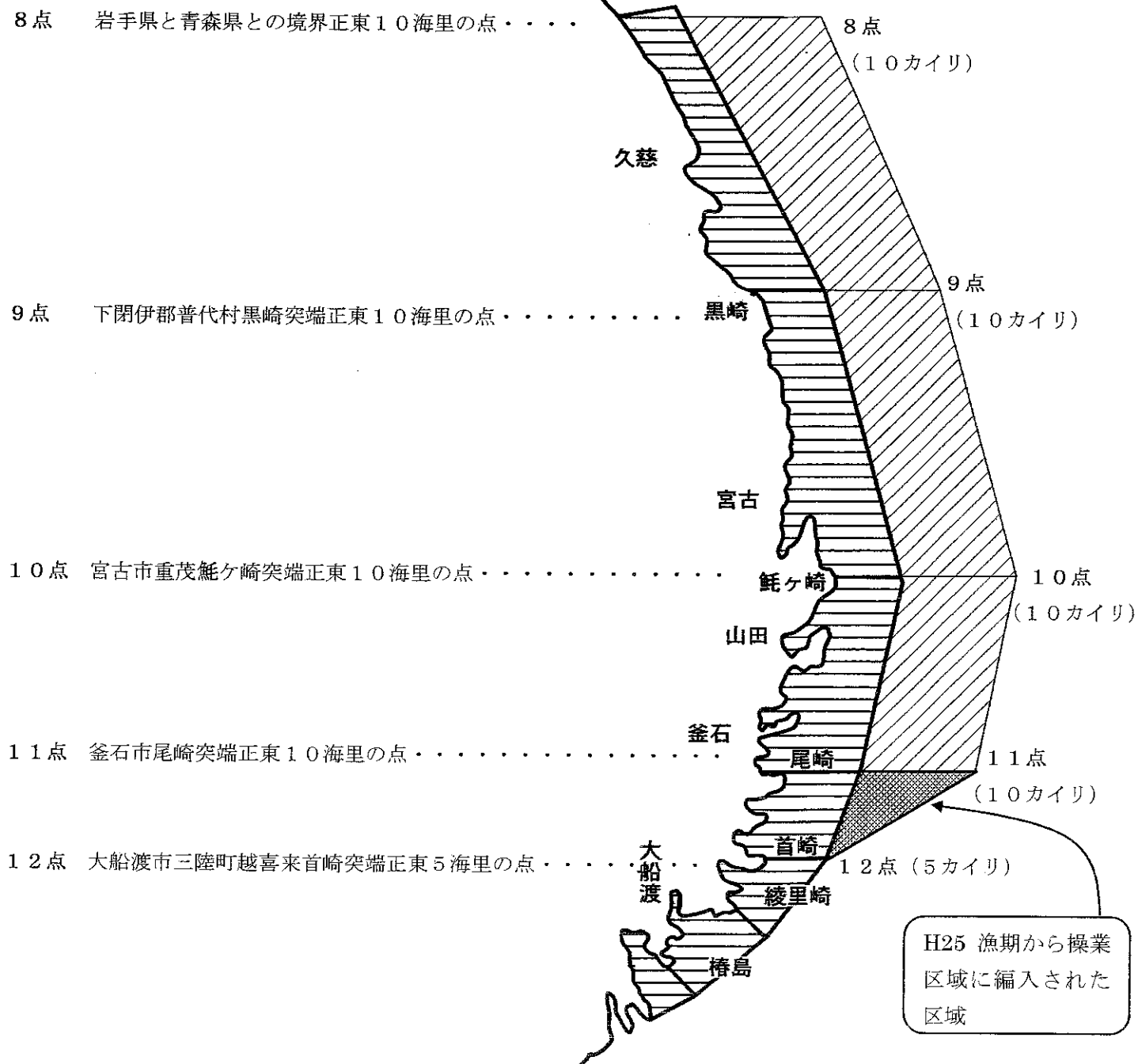
操業拡大区域

本漁業の操業区域は次のとおりとする。

次の8点から12点までの各点を順次に結んだ線以西の
岩手県沖合海域（通常操業区域内を除く）。

操業はルールを守り
救命胴衣を着用し
安全操業しましょう

通常操業区域は=====表示
拡大操業区域は/////表示



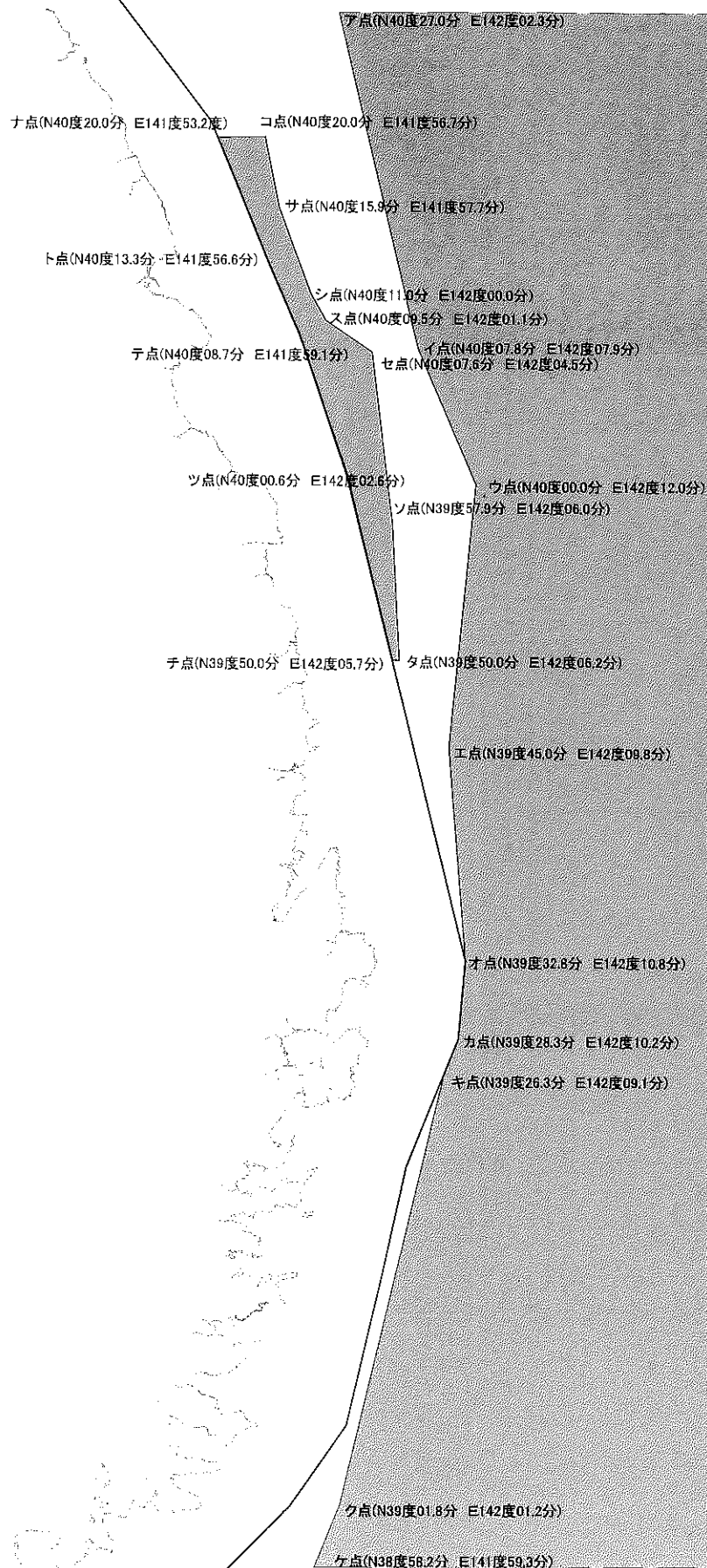
岩 手 県 漁 業 調 整 委 員 会
岩 手 海 区 漁 業 組 合
岩 手 県 沿 岸 漁 船 漁 業 組 合

1月～6月・9月～12月

かご漁業

従前の操業禁止ライン
(沖そこ操業禁止ライン)

は操業禁止区域



7月～8月

かご漁業

従前の操業禁止ライン
(沖そこ操業禁止ライン)

は操業禁止区域

二点(N40度27.0分 E142度04.2分)

ヌ点(N40度20.8分 E142度07.3分)

本点(N39度56.8分 E142度15.6分)

ノ点(N39度32.8分 E142度10.8分)

ハ点(N39度28.3分 E142度10.2分)

ヒ点(N39度26.3分 E142度09.1分)

フ点(N39度01.8分 E142度01.2分)

ヘ点(N38度58.2分 E141度59.3分)